

# 松江市発注工事等における情報共有システム試行要領

令和6年12月11日  
松江市建設工事監理室

## (趣旨)

第1条 この要領は、松江市が発注する工事等（上下水道局発注工事を除く）において、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を試行するにあたり、必要な事項を定めたものである。

## (目的)

第2条 システム活用による受発注者間協議の円滑化と業務効率化、及び書類の電子化を通じた生産性向上を目的とする。

## (定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

### (1) システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

### (2) 工事等帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（工事履行報告書、工事打合簿、施工体制台帳、施工に係る協議資料等）及びその添付資料をいう。

## (対象工事)

第4条 対象とする工事は、松江市が発注する工事（上下水道局発注工事を除く）のうち、受注者がシステムの使用を希望する工事等とする。

- 2 発注者は、契約後すみやかに実施の意向について受注者と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。
- 3 なお、通信環境等により、システムの利用が困難と認められる場合は対象外とする。

## (使用システム)

第5条 本試行において使用できるシステムは、国土交通省のホームページに掲載されているシステム提供者のものとする。なお、使用するシステムは受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定するものとするが、システムで使用する工事等帳票の様式は、工事打合簿については当面の間は島根県が定める様式を用いることとし、その他の工事等帳票については松江市が定めた工事等帳票を用いることを原則とする。

2 発注者及び受注者は、システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境の確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(システム利用者)

第6条 発注者における利用者は、監督員、総括監督員、検査官、及びその他決裁等のためシステムの利用を必要とする者とし、初回協議において決定すること。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとする。

(対象書類)

第7条 システムの対象書類は受発注者間でやり取りを行う工事等帳票とし、契約書等電子決裁によらないものは対象外とする。

(決裁)

第8条 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合は、工事等帳票の紙決裁をしてはならない。

(電子署名・電子押印)

第9条 システムで処理を行う工事等帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認める。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第10条 電子納品・成果品の保管については、松江市電子納品運用マニュアルに基づき実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品に格納する。  
電子納品した工事等帳票については、電子検査とする。

(情報セキュリティ対策)

第11条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理の徹底
- (4) 工事関係データの管理の徹底 (定期的なバックアップなど)
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(システム利用料)

第12条 土木工事におけるシステム使用に要する登録料及び利用料は、技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

2 営繕工事におけるシステム使用に要する登録料及び利用料は、当初設計には計上しないものとし、システムの使用を希望した場合には契約書第25条の規程に基づく契約変更の対象とし、共通仮設費として積上げにより計上する。また、契約において工期を変更す

る場合のシステムの利用月数は変更後の工期によるものとし、その費用は変更契約の対象とする。

- 3 第2項に定めるシステム登録料及び利用料は、島根県が定める単価に月数（整数とする。）を乗じて算定するものとし、システム利用を監督員が承諾した日（以下、「承諾日」という。）を含む月の翌月から工事完成日を含む月までの月数とする。ただし、月数の算定において、承諾日から同月末までに15日を含む場合は算定した月数に1を加える。

（その他）

第13条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和6年12月11日から施行する。